

# 特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令について

平成24年8月  
特 許 庁

## 1. 改正の必要性

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty。以下「PCT」という。）に基づく規則（以下「規則」という。）20.8(a)及び(b)に規定する経過措置により我が国が現在適用していない規則の規定に国内法令を適合させるため、及びPCTに基づく実施細則に定める国際出願の願書の様式が改正されたことに伴い、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和53年通商産業省令第34号。以下「国際出願法施行規則」という。）について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

### (1) 特許法施行規則の改正

規則20.3(a)(ii)及び(b)(ii)、20.5(a)(ii)及び(d)並びに20.6の規定に適合するよう関係規定を整備することに伴い、規則82の3.1(b)から(d)までの規定を実施するため、特許法施行規則について、以下の改正を行う。

- ・ 規則20.3(b)(ii)又は20.5(d)の規定により国際出願日が認められた国際出願について、当該出願が我が国の国内段階に移行した後に、指定官庁は、それらの規定による国際出願日の認定のための要件等（規則82の3.1(b)(i)から(iii)まで）を満たしていないと認めるときは、当該国際出願の国際出願日を規則20.3(b)(i)、20.5(b)又は20.5(c)の規定により認定された国際出願日とする旨等を規定する（第38条の2の2関係）。
- ・ 指定官庁による認定の結果、国際出願日が繰り下がる場合には、出願人は、欠落部分の補充を国際出願に含まれないものとする旨の請求（取り下げること）ができる旨を規定する（第38条の2の2関係）。
- ・ その他所要の改正を行う（第38条の9、第38条の14関係）。

### (2) 国際出願法施行規則の改正

#### ①明細書等の引用補充に関する改正

規則20.3(a)(ii)及び(b)(ii)並びに20.6の規定に適合するよう、以下の改正を行う。

- ・ 特許庁長官は、国際出願日の認定に際して、明細書又は請求の範囲が含まれていないが当該国際出願の際に優先権の主張がなされている場合には、規則20.3(a)(ii)の規定により出願人に対し、2か月以内に、明細書又は請求の範囲の補充（優先権の主張の基礎となる出願の引用による明細書等の補充。以下「明細書等の引用補充」という。）をするよう命じなければならない旨を規定する（第29条の2関係）。
- ・ 出願人は、上記にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達し

た日から2か月以内に限り、明細書等の引用補充をすることができることを規定する（第29条の3関係）。

- ・ 出願人は、明細書等の引用補充をするときは、既に優先権書類を提出している場合等を除き、優先権主張の基礎となる出願の写し（当該出願の国際出願の言語による翻訳文を含む。）を提出しなければならないことを規定する（第29条の4関係）。
- ・ 特許庁長官は、出願人が所定の期間内に明細書等の引用補充をした場合には、当該国際出願について国際出願日を認定しなければならないこと、及び国際出願日を認定したときは、認定した国際出願日を出願人に通知しなければならないことを規定する（第29条の5関係）。

### ②欠落部分の補充に関する改正

規則20.5(a)(ii)及び(d)並びに20.6の規定に適合するため、新たに以下の内容を含むよう現行の規定を改正する。

- ・ 特許庁長官は、国際出願日の認定に際して、明細書若しくは請求の範囲の一部又は図面の全部若しくは一部がないことを発見したときは、当該国際出願の際に優先権の主張がなされている場合には、規則20.5(a)(ii)の規定により出願人に対し、2か月以内に、当該部分（以下「欠落部分」という。）を優先権の主張の基礎となる出願を引用して補充するよう命じなければならない旨を規定する（第29条の6関係）。
- ・ 出願人は、規則20.5(a)(ii)の規定により欠落部分を補充する場合には、当該補充の書面に、優先権の主張の基礎となる出願のどの箇所に当該欠落部分が記載されているのかの説明を記載しなければならない旨、及び既に優先権書類を提出している場合等を除き、優先権主張の基礎となる出願の写し（当該出願の国際出願の言語による翻訳文を含む。）を提出しなければならない旨を規定する（第29条の8関係）。
- ・ 特許庁長官は、出願人が欠落部分の補充をしたときは、当該欠落部分の補充に係る国際出願の国際出願日を規則20.5(b)若しくは20.5(d)の規定により認定し、又は20.5(c)の規定により訂正しなければならない旨を規定する（第29条の9、関係）。

### ③PCT実施細則に定める国際出願の願書の様式の改正

PCT実施細則の改正により国際出願の願書の様式が改正（Box No. VI PRIORITY CLAIMの欄の記載事項が変更）されたことに伴い、国際出願法施行規則第16条に規定する願書の様式について所要の改正を行う<sup>1</sup>（様式第7及び第7の2関係）。

## 3. 公布及び施行期日

公布日 平成24年8月31日

施行期日 平成24年10月1日。ただし、国際出願法施行規則様式第7及び第7の2に係る改正については、公布の日から施行する。

---

<sup>1</sup> 今回のPCT実施細則の改正は、平成24年7月1日から効力が発生しているが、国内法令で願書の様式を定めている締約国においては、国内法令が整備されるまでの間は、改正前の様式を使用することが可能とされている。